

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当たる翌日が休日には、その日を除く)

目 次

◇ 告 示 国民健康保険法による登録があつたものとみなされるもの

解除予定の保安林

解除予定の保安林にする旨の通知

土地区画整理法による換地処分

◆ 公 告 収用委員会の公開審理の開催

告 示

鳥取県告示第五百六十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの

を、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年九月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百七十号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法

登録の記号及び番号	氏 名	登録の年月日
鳥国葉第一、四四六号	小林史朗	昭和四十四年八月三十日
" 第一、四四七号	尾崎修武	"
鳥国葉第二二九号	島田明子	九月一日
"	"	"

鳥取県告示第五百六十九号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十四年九月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字長瀬字池端二〇三三、二〇三三の三（以上二筆につ

いて、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び羽合町役場に備え置いて縦覧に供する。）

昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十四年九月二十六日

鳥取県知事 石 破 一 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡郡家町大字落岩字宮向イ七一八の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百七十一号

鳥取都市計画鳥取火災復興土地区画整理事業施行地第一工区の宅地について昭和四十四年九月十八日換地処分があつたので、地区画整理法(昭和二十九年法律第二百十九号)第二百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和四十四年九月二十六日

鳥取県知事 石 破 一 朗

公 告

鳥取県東部労働者消費生活協同組合の申請に係る裁決申請事案について、収用委員会の公開審理を次のとおり開催する。

昭和四十四年九月二十六日

鳥取県収用委員会会長 若 木 一 朗

禮

1 日時 昭和44年9月29日 11時から  
2 場所 鳥取市東町1丁目220  
鳥取県議会議事堂第3委員会室